デジタル・ファシズム

金

子

勝

はじめに

国)の「病理」をもあぶり出した。そのため、各国で、新型コロナウイルスの跳梁を可能にした国家社会に代る新 たな国家社会の追究が始まった。 活と経済活動・文化活動・医療活動の破滅をもたらしているだけでなく、各国の国家社会(国家の統治する社会=

新型コロナウイルス感染症(肺炎)のパンデミック(pandemic 世界的大流行)は、各国の国民の生命・健康・生

その提起とは、菅内閣総理大臣が、二〇二〇年一〇月二六日召集の第二百三回国会における「所信表明演説」で 日本国では、二〇二〇年九月一六日に発足した菅義偉内閣が、新たな国家社会への転換を提起した。

35

示したもので、その内容は、次の通りである。

(1)

ポストコロナの新しい社会をつくります」。「役所に行かずともあらゆる手続ができる。地方に暮らしていてもテレ ワークで都会と同じ仕事ができる。都会と同様の医療や教育が受けられる。こうした社会を実現します」。 の偏りなど、様々な課題が浮き彫りになりました。デジタル化をはじめ大胆な規制改革を実現し、ウィズコロナ、

「今回の感染症では、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れ、サプライチェーン

(供給網

引用者

統 一、標準化を行い、どの自治体にお住いでも行政サービスをいち早くお届けいたします」。 「そのため、各省庁や自治体の縦割りを打破し、 行政のデジタル化を進めます。今後五年で自治体のシステムの

立正法学論集第55巻第1号(2021) 険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めます」。 「こうした改革を強力に実行していく司令塔となるデジタル庁を設立いたします。 「マイナンバーカードについては、今後二年半のうちにはほぼ全国民に行き渡ることを目指し、 来年の始動に向け、 来年三月から保 省益を排

民間の力を大いに取り入れながら、早急に準備を進めます」。

(2)「私が目指す社会像は、自助、 地域で互いに助け合う。その上で、政府がセーフティーネットでお守りする。そうした国民から信 共助、公助、そして絆です。自分でできることは、まず、 自分でやってみる。

頼される政府を目指します」。 一そのため、 行政の縦割り、 既得権益、そして、悪しき前例主義を打破し、 規制改革を全力で進めます。 玉

ために働く内閣として改革を実現し、 新しい時代をつくり上げてまいります」。

「デジタル型国家社会」であり、そして、その内実は、「自助・共助・公助」の順位的秩序を国家秩序となし、そ 菅内閣総理大臣が提示した新しい国家社会とは、デジタル(digital インターネット利用) が動かす国家社会-

の秩序をデジタルを用いて実働させる「優生主義的国家社会」である。

なぜ、「優生主義的国家社会」と言うのか。また、「デジタル型優生主義的国家社会」とは、どのような国家社会

Ι 「デジタル・ファシズム」

体的精神的に優れた者 菅内閣総理大臣が目指すとする国家社会の柱となる「自助・共助・公助」という順位的秩序は、経済的政治的肉 (強者) のみが幸福になればいいという「優生主義」の秩序の思考的表現であり、 そして

その弱者に対する場合は、名目的となり、その強者に対する場合は、実質的となる。 その順位的秩序を前提とする「絆」とは、弱者を排除した強者間の優生的結合のことである。従って、「公助」は、

として施設に拘禁されているすべての人)の殺害(ヒトラーによる一九三九年一〇月の発令から一九四一年八月の中止命令 三〇日成立) この優生主義的思考及び絆は、ドイツのヒトラー・国家社会主義ドイツ労働者党(ナチス)政権(一九三三年一月 が、障礙者(統合失調症、てんかん、麻痺、 梅毒、 知的障礙、 脳炎と診断された患者、犯罪的な精神病患者

(金子

ファシズム 考及び絆と同類のものであり、「ファシズム」の思考及び絆である。 までに、七万二七三人)、知的障礙者とされた人の断種 (四〇万人以上)、ユダヤ人虐殺(推定六〇〇万人)を行った思

デジタル・ を求める全体主義の意味に)は、民主政治を利用したり・破壊したりして出現し、思想的独裁と暴力的独裁を実行す ア語のファッショ 「ファシズム」 (fascismo [イタリア語]、Faschismus [ドイツ語]、fascismo [スペイン語]、fascism [英語]、 〔fascio〈棒の束〉〕から、個人の尊重を否定し、全体を体現するとする国を統轄する国家や民族への偏

イタリアのムッソリーニ・国家ファシスト党政権の成立 (一九二二年一〇月三一日)、

るが、

イタリアを母国とし、

ドイツのヒトラー

・国家社会主義ドイツ労働者党(ナチス)

政権の成立(一九三三年一月三〇日)、スペインのフラ

義的反共産主義・反民主主義専制政治体系のことである。 (7) 軍国主義天皇制政権の成立(6) ンコ・軍事独裁政権の成立 (一九三九年四月一日) [以上、個人独裁型ファシズム]、日本 (一九四○年七月二二日) 〔組織独裁型ファシズム〕によって、 先駆的に展開された全体主 (大日本帝国) の近衛文麿

立正法学論集第55巻第1号(2021) 反する謀略的・煽動的宣伝) 系である。 いながら、民衆に対して「反動的反民主的改革」や「反革命」(民衆暴虐体制)を実行する政治体系であり、また、 「平和」を掲げながら「侵略」を、「民生主義」を掲げながら「優生主義」を実行する政治体系であり、 「ファシズム」 即ち、 は、 国家が、民衆による「改革」や「革命」の道を遮断した上で、デマゴギー 資本主義を守る・強くするために、資本主義の矛盾を独裁的暴政で克服しようとする政治 を用いて、民衆の不満や欲望を利用して、民衆に対して「改革」や「革命」の実行を言 (Demagogie そして

民主主義や、基本的人権や、 反目を煽る思想と政策)と抑圧主義を実行する、 それを前提にして、 いて恐怖を与える暴力的独裁を実行する、 国民族と他国人民に対する侵略主義と排外主義 菅内閣総理大臣は、 (合法を装って)・部分的に、 国民に対して、一つの思想を押付け、 (1)対外的には、ナショナリズム (nationalism 日本国憲法を廃棄することを意味する「優生主義的国家社会」 地方自治や、 b最後は、 全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系である。 司法権の独立や、政党や、 (2)対内的には、反共産主義と反民主主義を国民に煽って、 (他国民族・他国人民・国内他民族を支配するために、 暴力で・全面的に、 異端を排除 (パージ 国家主義・国粋主義)を国民に煽って、 虚言と暴力を用いて国民主権とそれに基づく 団体や、議会政治 (purge) 追放) を確立するために、 する思想的 (議会があっても) 独裁と暴力を用 民族間 すべての a 初めは 他国と他

人の優劣をマイナンバーを用いて選別する「デジタル庁」を作る、

規制改革を行う、

と言っている。

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、

として尊重される。生命、 はならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」(第一二条)、「すべて国民は、 する自由及び権利は、 侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」(第一一条)、「この憲法が国民に保障 国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、 個人

の他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(第二三条)、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条

政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第一四条第一項)と

社会的身分又は門地により、

勝) 定めて、「優生主義的国家社会」を否定している。 「公共の福祉」とは、すべての人が幸福になること、共同社会が繁栄することであり、 そのために、すべての人

ファシズム (金子 当って、他者の基本的人権を侵害しないことである。そうすれば、すべての人が基本的人権を享受でき、共同社会 宣言」)は、「第四条」において、「自由とは、他人を害しないすべてのことをなし得ることである。したがって、 も繁栄できることになる。一七八九年八月二六日に採択されたフランスの「人および市民の諸権利の宣言」(「人権 に基本的人権が保障されることである。それは、すべての人に基本的人権を保障するための「装置」である。 すべての人に基本的人権が保障されるようにする方法は、第一に、すべての人が自己の基本的人権を行使するに

デジタル・ この限界は、法律によらなければ決定することはできない」と述べている。 各人の自然権の行使には、 社会の他の構成員に対して同一の権利の享有を保障すること以外には何らの限界もない

共同社会のもとで、 すべての人が基本的人権を享受できるようにするためには、その強い人(例えば、 資本家)は、

今日の共同社会では、経済的・政治的・肉体的・精神的に強い人と弱い人が存在している。

そのような

39

れる。そうすれば、その弱い人の基本的人権が保障され、共同社会も繁栄できることになる. 働者の基本的人権の行使〕によって受けた損害〔財産権という基本的人権の侵害〕の賠償請求を放棄しなさい〕が求めら その弱 い人(例えば、労働者)のために、自己の基本的人権の行使を制限すること(例えば、労働者のストライキ

立正法学論集第55巻第1号(2021) ならない。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものとする」(第一項)、「法律的強制は かされている権利を実現するため、又は、公共の福祉の優越的な要請に応ずるためにのみ、許される」(第二項 活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを目指す正義の諸原則に適合するものでなけれ このような観点の「公共の福祉」は、二〇世紀に「社会権」と呼ぶ基本的人権が創出された時に、作り出された。 (9) 例えば、「一九一九年八月一一日のドイツ国憲法」(「ヴァイマール憲法」)は、「第一五一条」において、

H のドイツ国憲法」(「ヴァイマール憲法」) 日本国憲法における「公共の福祉」の用い方は、「フランス『人権宣言』」の定めた観点と「一九一九年八月一一 の定めた観点とを、「公共の福祉」という統一した概念に表して、

として、「公共の福祉」を創設した。

ているので、「公共の福祉」を用いる場合、二つの観点の歴史的意義を無視して用いることは止めなければならな

うことである。すべての人に基本的人権が保障されないと、「公共の福祉」は、実現しないからである。 大切なことは、「公共の福祉」とは、すべての人に基本的人権を保障するために用いられなければならないと言

「公共の福祉」とは、すべての人に基本的人権を保障するための「装置」であるので、その中に、「国家の

とか、「経済的政治的肉体的精神的強者の優越」とかの意味は、含まれていない。

加えて、 日本国憲法は、 「婚姻は、 両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本と

義務を負う」(第二七条第一項)、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、 その能力に応じて、 衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」(第二五条第二項)、「すべて国民は、法律の定めるところにより、 度の生活を営む権利を有する」(第二五条第一項)・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、 相互の協力により、 ひとしく教育を受ける権利を有する」(第二六条第一項)、「すべて国民は、勤労の権利を有 維持されなければならない」(第二四条第一項)、「すべて国民は、 健康で文化的な最低限 社会保障及び公 これを保障す

る」(第二八条)と定めている。

(金子 支援を受けた地域住民や独力で活動する地域住民で、また、家族で助け合う「共助」が行われ、その上で、「公 助」・「共助」の支援を得て個人が行動する「自助」が実る国家社会-日本国憲法は、 国民を生活面 国家と「地方自治」(第九二条)を保障された住民自治組織体である地方公共団体=地方自 ・医療面・衛生面・労働面 ・教育面で支援する「公助」が先に立ち、 ――「公助・共助・自助」 次いで、地方自治体の の順位秩序を国家秩

右に示した基本的人権の保障原理と保障条項に「第九条」(非戦・非武装・対話・永久平和主義)を加えて総合す

デジタル・ファシズム 「デジタル改革関連六法案」を閣議決定し、国会に提出した。 . 閣総理大臣が新設すると言っている「デジタル庁」を設置するために、 菅内閣は、二〇二一年二月九日

新型コロナウイルス感染症拡大阻止の世界的教訓となっている。

拡と環境破壊的人間破壊的開発推進を排して、「軍縮」・「福祉優先」・「地球環境保護」

を貫く国

優先主義的国家社会」を措定している。

社会の構築は、

これまでの軍

序とする「『非軍事的福祉』

41 る法律案」・「デジタル庁設置法案」・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 「デジタル改革関連六法案」(「デジタル社会形成基本法案」・「デジタル社会の形成を図るための関係法律 っ に関

42 標準化に関する法律案」) 案」・「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」・「地方公共団体情報システムの は、 日本社会を「デジタル社会」に改造することを目的としている(「デジタル社会形成

立正法学論集第55巻第1号(2021) る社会のことである。 する社会のことであり、 情報通信技術を用いて、 が可能となる社会である 的規模で入手し、共有し、 「デジタル社会」とは、 且つ、 国家が国民の全個人情報を一元的に集約し(マイナンバーが使われる)、 (デジタル社会形成基本法案・第二条・第三十条)。その裏の顔は、インターネット等の高 発信することが可能となる社会、 表の顔は、 国家の集約した国民の全個人情報を全行政機関と企業が利己目的で自由 インターネット等の高度情報通信技術を用いて、多様な情報又は知識を世界 公的機関の保有する情報を国民が容易に活用すること 国民を監視 に利用でき 度

具体的には、

等の ŋ り検査や命令の権限も付与されていないので、 ことになる(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案・個人情報の保護に関する法律の一部改正)。 として作られたもの) 法となる「デジタル社会形成基本法」の「基本理念」(デジタル社会形成基本法案・第三条 人情報保護」の理念を捨て去っている。そして、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」と「独立行政法人 保有する個人情報の保護に関する法律」を廃止して、「個人情報の保護に関する法律」に合流させることによ . 閣総理大臣の所轄に属する個人情報保護委員会 新しい個人情報保護委員会は、 国家が国民の全個人情報を一元的に掌握できるようにするため、「デジタル社会」を形成する根 が、 行政機関と独立行政法人等と民間個人情報取扱事業者の個人情報 内閣から独立した機関とされていず、 その監督権限は、 (民間個人情報取扱事業者の個人情報の取り扱いを監督する機関 名目的なものとなる。 問題を起した行政機関に対する立入 更に、「 0) 取 第一二条) 地方自治」を否定 り扱い を監督する から、

改正)。 せるとしている(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案・個人情報の保護に関する法律の テムの標準化に関する法律案・第一条)、 各地方自治体に、 独自の個人情報保護制度を捨てさせ、全国的法定基準を押し付け 新しい個人情報保護委員会に、 地方自治体の個人情報の取り扱いを監督さ (地方公共団体情報シス 部

供することを義務付けている(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案・ ないように加工した上で利活用する民間事業者を募集し、 次いで、 国家の行政機関だけでなく、 地方自治体に対しても、 応募した民間事業者に当該情報 自己の保有する個人情報を特定の個人を識 (「匿名加工情報」) 個人情報の保護に関す を提

る法律の一部改正)。

デジタル・ファシズム (金子 勝) 条 ジタル社会形成基本法案・第三条〔全ての国民が情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会の実現〕・第四条 成に関する内閣 展への対応〕・第十二条 た地域社会の実現等〕・第七条 造改革の推進及び産業の国際競争力の強化〕・第五条 国 "デジタル社会」を形成・維持する業務を行う「デジタル庁」は、「デジタル社会の形成につい 及び地方公共団体と民間との役割分担〕・第十条 0 事務を内閣官房と共に助けること、 〔社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応〕 [国民が安全で安心して暮らせる社会の実現]・第八条 [ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現]・第六条 [個人及び法人の権利利益の保護等]・第十一 デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的 -引用者)にのっとり、 〔利用の機会等の格差の是正〕・第九 条 デジタル社会の形 〔情報通信技術の進 ての基本理 〔活力に満ち 〔経済構 な遂

総理大臣とする」 (同法案・第六条)。 「内閣総理大臣は、 デジタル庁の事務を統括し、 職員の服務について統督する」

「任務」とし(デジタル庁設置法案・第三条)、「内閣」に「置く」

(同法案・第二条)。

内閣

43 〔同法案・第七条第一項〕。

行を図ること」を

(2021)

る」(同法案・第八条第五項

タル大臣は、「事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、

勧告することができ

事業に必要な予算を、 の整備及び管理の基本的な方針を作成及び推進」し、「国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する デジタル庁」は、「国の行政機関、 一括して要求し、確保する」(デジタル庁設置法案・第四条第二項第十三号・第十六号イ)。 地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システム 関係行政機関の長に対し、

立正法学論集第55巻第1号 「デジタル庁」は、「勧告権」と「予算一括計上・配分権」を有して、他府省庁に君臨する。

ジタル庁」は、内閣に置かれているため、内閣総理大臣が「デジタル庁」を指揮監督する場合は、閣議決定の必要 はないので、従って、「デジタル庁」は、 内 . 閣総理大臣が「行政各部を指揮監督する」(日本国憲法第七二条) には、 内閣総理大臣の「自在機関」となる。 閣議決定が必要とされているが、

tion technology 民間出身者とし、民間企業在籍者による兼業・副業・テレワークも可とする方針を打ち出している。 なお、「デジタル庁」は、職員五○○人規模で九月一日の発足が予定されているが、そのうちの一○○人以 情報技術) 関連企業からいっぱい採用されることになるが、国家とIT関連企業によって国民の個 I T

であり、 「デジタル社会」は、「デジタル庁」を媒介にして、 国家にあらゆる国民の個人情報が集中する社会である。 内閣総理大臣があらゆる情報の指揮監督権を行使する社会

人情報が食い物にされる社会が出現する。

「デジタル改革関連六法案」は、二〇二一年五月一二日、成立した。

菅内閣総理大臣は、「デジタル庁」が、二一世紀的技術であるITやAI (artificial intelligence 人工知能

術を駆使して、 マイナンバーを用いて国民の全個人情報を一元的に集約し、 それに基づいて、 国家が、 国民を監 技

視 監理する、 企業に利己目的での国民の個人情報利用を許すデジタル・独裁体制 (ファシズム) を構築しようと

 \prod 「デジタル・ファシズム」の起源と目的

優生主義的国家社会」の実現手段である「デジタル・ファシズム」は、どのような目的で作られようとしてい

るのであろうか

制から、

日本国憲法を意識して、編出されている。

日本国の国家の政治は、「日米安全保障条約」を動かすアメリカ主導の米日権力機構 —-「日米安全保障条約」体

勝) 及び安全保障条約」(「一九六〇年日米安全保障条約」)と、二〇〇六年六月二九日に発表されたジョ 今日の「日米安全保障条約」体制は、一九六〇年六月二三日発効の「日本国とアメリカ合衆国との間 ージ の相互協力

デジタル・ファシズム (金子 シュ・アメリカ合衆国大統領と小泉純一郎・日本国総理大臣の合意による日米共同文書「新世紀の日米同盟」を合(ユ) 体させて作られた「二一世紀日米安全保障条約」体制である。

と在日米軍基地が武力攻撃を受けたら、日本国とアメリカは、それが、自国の平和及び安全を危うくするものであ ①日本国のアメリカへの経済協力(第二条)、②日本国への軍事力増強(「軍拡」) の義務付け (3) 日本国

「一九六○年日米安全保障条約」は、次のような主要な要素で構成されている。

理事会に、受けた武力攻撃とそれに対する武力行動の結果を報告しなければならない。そして、安全保障理事会が、 ることを認めて、 自国の憲法上の規定及び手続に従って、共同で武力行動を行う。その場合、国際連合・安全保障

(単位:億ドル)

20)15年	2016年		20)17年	2018年		
20	710-	20	710-	2017		20	710-	
GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	
180,366	24.3	187,071	24.6	194,853	24.2	205,802	24.0	
111,584	15.0	111,910	14.7	122,377	15.2	136,081	15.8	
43,830	5.9	49,492	6.5	48,724	6.0	49,713	5.8	
33,636	4.5	34,951	4.6	36,932	4.5	39,495	4.6	
28,580	3.8	26,592	3.5	26,312	3.2	28,552	3.3	
24,189	3.2	24,651	3.2	25,824	3.2	27,788	3.2	
17,725	2.3	17,928	2.3	20,555	2.5	18,686	2.1	
18,215	2.4	18,691	2.4	19,438	2.4	20,848	2.4	
21,162	2.8	22,700	2.9	25,756	3.1	27,793	3.2	
741,768		758,401		805,055		856,933		

刊)・116-123頁。同『世界国勢図会 2017/18』(2017年9月刊)・116-123頁。同『世界国勢 9月刊)・102-109頁。

> る 両国

(第十条)。

0

いづれ

かの一

方的通告で、

その通告後一年で成立

次に、「新世紀の

H

米

司

盟

は、

次

のような主要な要素

域

米 13 安全保障条約」 で構成されてい 転 同 (1)化する。 「一九六〇年日米安全保障条約」 地球的規模」 (対米日属の米国至上主義型米日核軍事・ (2)は、 地 に拡大する。 球 地球的規模での協力の 的規模での協力の 従って、「一九六〇年日米 0) 対 た 象範 め ため 0 経済 井 核軍 0 同 事

日

盟

の内容は、

二〇一五年四月二七日に決定された

H

米 同

の米 その 保障条約」 定及び取極で定める (6)日本国と大韓民国と台湾とフィリピンを含む地域〕 保障条約」 行動措置は終止しなければならない 在日米軍の取り扱いは、 武力攻撃に対する対処措置を執ったときは、 軍 基地 の終了は、 の対象範囲 設置 義務 (第六条)、(7) (第六条)、 一九七〇年六月二三日以後は 戦 国会が関与しない別個の行政協 域) は、 (5) 「一九六〇年日米安全 極東」 (第五条)、 九六〇年 〔南千島を含む (第六条)、 日米安全 当 (4)一該武 H 日米 本 玉 力

	2012年		200	110左	2014年		
国 名			20)13年			
A 11	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	GDP額	シェア(%)	
アメリカ合衆国	161,552	21.7	166,631	21.8	173,480	22.2	
中華人民共和国	84,714	11.4	95,184	12.4	104,305	13.3	
日 本 国	59,572	8.0	49,195	6.4	46,024	5.8	
ドイツ連邦共和国	35,396	4.7	37,453	4.9	38,682	4.9	
イギリス王国	26,304	3.5	27,122	3.5	29,888	3.8	
フランス共和国	26,814	3.6	28,102	3.6	28,291	3.6	
ブラジル連邦共和国	24,131	3.2	23,920	3.1	23,465	3.0	
イタリア共和国	20,746	2.7	21,335	2.8	21,411	2.7	
インド	18,692	2.5	19,360	2.5	20,549	2.6	
GDP世界総額	742,218		761,763		780,370		

公益財団法人・矢野恒太記念会編集=発行『世界国勢図会 2016/17』(2016年9月 (出所) 図会 2019/20』(2019年9月刊)・102-109頁。同『世界国勢図会 2020/21』(2020年

係を更に深化させ、

地域や世界の経済問題に

関する協力を

アメ

1]

新世紀の日米同盟」によれば、

互恵的

な二

玉

問経済関

カによる世界経済の支配化のために、

世界中で経済戦争を

強化するための方策を探っていく」となっている。

戦争に動員しようとするところにある。 ところに、また、 対米従属国に縛り付けておく鎖であり、 展開する同盟である。 企業をアメリカ資本主義の発展のために 一一世紀日米安全保障条約」 日米安全保障条約」 (3) 日本国 の本質は、 の国力と国民をア 体制 (1) は、 \mathbb{H} 本国 (2)利用しようとする (1)日 [をア タリ 本 九 玉 九 カの侵略 X 0 〇年代 玉 1) 万と 力

世界 る。 の経済力 つアメリカに侵略戦争を仕掛ける国は存在しないからであ の同盟である。 衛協力のため (3) 单 アメリカによる世界政治・世界経済の支配化のために、 (宇宙を含む) で核を用いる侵略戦争を展開するた 地球的規模での協力のための経済同 (「第一表」 の 指 (12) 現時点(二〇二一年)までで、 」参照) (ガイドライン)」 と軍事力 (「第二表」 が示しているよう 盟 参照) 世界最 の内容は を持

 \Diamond

防

(単位:億ドル)

2016年		201	 7年	201	8年	2019年		
軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	
6,044	40.1	6,027	39.0	6,432	38.6	6,845	39.5	
1,450	9.6	1,504	9.6	1,682	10.0	1,811	10.4	
568	3.7	766	4.9	829	4.9	784	4.5	
466	3.0	456	2.9	453	2.7	482	2.7	
524	3.4	507	3.2	561	3.3	547	3.1	
472	3.1	486	3.1	533	3.1	522	3.0	
473	3.1	460	2.9	472	2.8	485	2.8	
382	2.5	417	2.6	456	2.7	485	2.8	
510	3.3	524	3.3	578	3.4	605	3.4	
223	1.4	228	1.4	248	1.4	271	1.5	
15,041		15,569		16,660		17,321		

含めている NATO 加盟国(®印)の方式に換算すれば、日本国の軍事費は、その15倍の額に

ledge, 2016, pp. 484-490. The International Institute for Strategic Studies, The Military Bal-Studies, The Military Balance 2018, Routledge, 2018, pp. 502-508. The International Institute International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2020, Routledge, 2020, pp.

ア

メリカ

0

|覇権国家」を守るために)

形成され

制

 \mathbb{H}

頭してきた(二〇〇一年一二月一一

Н

の世界貿易機

代って二一世紀の

「覇権国家」になろうと台

への加入を画期として)

中国に対処するため

ネー

の権益を守るために、

及び、

(2)

アメ

力

暴な 本国 済 たものである。 で侵略戦争と経 百 盟 の対米従属 核 軍事 世紀日米安全保障条約」

を展開する米国至上主義型米日核軍事 体制を成立させることにより、 経済同盟条約」体制となった。 唇消戦争 の全面は 化を徹底させ、 外国 の経済を破滅させる 体 世界 (2)は 世 界 (1)経 X 中

世紀日米安全保障条約」

体制は、

その

ゼーション」 (globalization 初 う現代帝国主義のイデオロ(3) 頭 か 5 展開されたア ゚メリ 力 経済の地球規模化) 発 0 (Ideologie グ 口 1 バ 観 لح 1]

念形態)に基づいて、世界中に進出しているア

カの独占資本の多国籍企業と投資機関

0

投機 1)

16,213

世界軍事支出総額

玉	名	201	3年	201	4年	2015年		
国	白	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	軍事支出額	シェア(%)	
アメリ	カ合衆国①	6,333	39.0	6,034	36.9	5,975	38.2	
中華丿	人民共和国	1,158	7.1	1,311	8.0	1,458	9.3	
サウジ	アラビア王国	670	4.1	807	4.9	818	5.2	
ロシ	ア 連 邦	660	4.0	644	3.9	516	3.3	
イギ!	リス王国®	580	3.5	614	3.7	562	3.5	
フラン	ス共和国®	523	3.2	520	3.1	467	2.9	
日	本 国	487	3.0	461	2.8	410	2.6	
ドイツ	連邦共和国①	441	2.7	431	2.6	366	2.3	
イ	ンド	418	2.5	464	2.8	479	3.0	
イタリ	ア共和国®	252	1.5	244	1.4	215	1.3	

第二表 各国の軍事支出額

(註) 日本国の軍事費には、海上保安庁費・旧軍人恩給費が含まれていないので、それらをなる(1980年3月22日付「読売新聞(朝刊)」参照)。

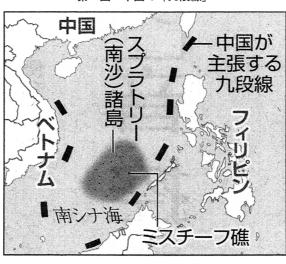
16,313

15,633

(出所) The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2016, Routance 2017, Routledge, 2017, pp. 553-559. The International Institute for Strategic for Strategic Studies, The Military Balance 2019, Routledge, 2019, pp. 513-518. The 529-534.

なる。 で侵 侵 争を実行する日本国 力 籍企業と投機マネ と共に、 全 略 籍 で 源を略奪する 例えば、 籍企業と投機マネーにとって、 この要求は、 る。 0 的 開 に昇華させようとしている日 文化を支配する帝国主義 略 行 自 目 あ 0) 企業と投機 1衛権と海: 戦争や 的 使を実行する、 ために、 n アメリ O武 (2)(1)力に 葠 7 7 侵 略 外 力 マ X H 7 X 1 よる威嚇及び ネ 1) 略 1) 本資本主 Ï 侵 0 0 メ リカ (「『安保』 国益 略 利益のこと)] 戦争ができるように カと共に、 的 カと共に、 また、 崩 0 0 武力に パに従属 基(15) 権 (アメリカの国家と多 義 益を守る侵 を用 を 0) (b) (対米従属的帝 宇 他 国 () 武 世 よる威 両 本 のために、 ″渡りに 力 宙 界 玉 国 0 を要求 と 中で経済 0 0 0) 行使 嚇及び 略 玉 地 経 玉 になる Ż [家と多 世 戦 家と多 舟〃 球 済 争 . 界 1) が 上 (a) 国 P 政 武 中 力 0

第一図 中国の「九段線」



政策の実行を本格化させた。

(出所) 2020年7月14日付「読売新聞(夕刊)」。

これらの行為ができる国家をもつ資本主義が、帝国主義からである。略目的の武力による威嚇や武力の行使ができるようになるめる世界秩序に挑戦する国や集団を征伐する侵略戦争や侵

きるようになるからであり、

(3)アメリカと共に、

両

国の求

アメリカは、トランプ大統領政権(二〇一七年一月二〇となることができる。

日発足)から、経済面と軍事面で中国の台頭を封じ込める

関えば、軍事面では、ポンペオ国務長官が、二○二○年 七月一三日、「南シナ海のほぼ全域にまたがる海洋権益に 大月一三日、「南シナ海のほぼ全域にまたがる海洋権益に アメリカは、その前後の七月四日から六日と七月一七日の アメリカは、その前後の七月四日から六日と七月一七日の 一度に渡って、原子力空母「ロナルド・レーガン」と「二 一度に渡って、原子力空母「ロナルド・レーガン」と「二 一度に渡って、原子力で母」の主張、「第一図」参照——引 一切えば、軍事面では、ポンペオ国務長官が、二○二○年

対し、知的財産権の侵害を理由にして、制裁関税をかけた。経済面では、アメリカは、二〇一八年七月六日、中国に

第二図 始まった米中間の「貿易戦争」

		中国側の主な動き	米国側の主な動き
÷+	2018年 7月 6日	米国製品に25%の報復 第1弾 (半導体など340億 ^ド ル分の中国製品に25%の制 数関税
対立激化	8月23日		化学品など160億゚゚ル分に25%の制裁関税
16	9月24日		ヨ用品など2000億゚゚ル分 こ10%の制裁関税
貿易協議	12月 1日	米中首脳会談。貿易協議 90日間は制裁関税引き上げ	
協議	2019年1月30日~	閣僚級の貿易協譲 2月24日に「大きな進展」を理由	**
	5月 5日	Ü	トランプ氏、ツイッター こ「第3弾」の関税を25 %に引き上げると投稿
	10日		第3弾の制裁関税を25 %に引き上げ
対立激化	13日	き上げを表明	3000億 ドル 分 に 最 大25 % の関税を上乗せする 第4弾」を発表
	15日		ファーウェイへの輸出を 事実上禁止すると表明
	6月 1日	第3弾の報復関税を最 大25%に引き上げ	
	18日	米中首脳が電話会談、大阪で首脳会	談を開くことで一致
貿	29日	米中首脳会談。貿易協議再開で合意。)
貿易協議	7月2週目 以降	米中貿易協議再開	1^

⁽註) 米中首脳とは、ドナルド・トランプ・アメリカ合衆国大統領と習近平・中国国 家主席のこと。

⁽出所) 2019年7月6日付「読売新聞(朝刊)」。

これに反発した中国も報復関税をかけ、「貿易戦争」を開始した(「第二図」参照)。

バイデン大統領政権(二〇二一年一月二〇日発足)は、「米中戦争」の準備を始めた。

(2021)済面では、 その背景には、 中国のGDPが、アメリカのGDPを追い抜くのは時間の問題となったという状況が存在してい 「覇権国家」の地位を中国に奪われるのではないかとのアメリカの恐怖がある。具体的には、

経

立正法学論集第55巻第1号 年代に到来するが、為替レートがさらに元高になるならば(現在のレート、一ドル=六・五元― 丸川知雄教授 .の問題で、それがいつになるかは為替レート次第である」。「筆者の予測では、GDPの米中逆転は二〇三〇 (東京大学社会科学研究所)の分析によれば、「中国のGDPがアメリカのそれを追い抜くのはもは —引用者)、米中逆転

軍事面では、アメリカに警戒感をいだかせる中国の軍事力の強大化である。

アメリカ・インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン司令官は、二〇二一年三月四日の講演で、「インド太

が数年早くなる可能性がある」。

代ろうとの野心を一層強めている」。「台湾侵攻は中国の明確な野心の一つ」で、「脅威は今後一〇年間で、 は六年で明白になる」と証言した。 聴会では、「中国がインド太平洋地域で軍事力を急速に増強させているせいで」、「インド太平洋地域での軍 よる現状変更を選ぶことができるようになるだろう」と語り、二〇二一年三月九日のアメリカ上院軍事委員会の公 平洋の軍事バランスは、アメリカや同盟国にとって不利になりつつある」。「中国が今後一○年以内に地域内で力に ンスはアメリカと同盟諸国に一層不利となっている」。「中国は、ルールに基づく国際秩序を主導する米国に取って 事バ ラ

〇二一年三月二三日、 アメリカ・インド太平洋軍の次期司令官に指名されたジョン・アキリー アメリカ上院軍事委員会の指名承認公聴会で証言に立ち、「最大の懸念は台湾に対する中国 ノ太平洋艦隊司令官 (海軍大将)

の二に影響を与えうる戦略的要衝であり、米軍が動かなければ地域での信頼に関わる」と述べた。(3) の軍事力」と述べ、「中国が台湾の統一を最優先事項としている」、「アメリカにとって台湾有事は世界貿易の三分

ガイダンス」と題した文書を発表した。その中で、中国を、「経済、 的で開かれた国際システムに対抗しうる唯一の競争相手。国際システムの中核をなすルールや価値観を弱体化させ ている」と位置付けた。そして、これへの対処として、「アメリカは、世界中の同盟国や友好国との関係を復活さ バイデン大統領政権は、二〇二一年三月三日、 外交・軍事・経済政策の基本指針となる「暫定国家安全保障戦 外交、軍事、先端技術の力を組み合せ、

デジタル・ファシズム(金子 の地政学的な試練」と位置付け、「同盟・パートナー諸国との連携を強化して対抗していく」と表明した。 三日、国務省で、バイデン政権の外交政策について国民向けに演説し、中国との関係を、「二一世紀における最大 ブリンケン・アメリカ国務長官は、 当該 「暫定国家安全保障戦略ガイダンス」の公表に先立ち、二〇二一

ストラリア・日本・韓国との同盟関係を、再活性化、近代化させる」としている。

せる。世界における同盟関係は、アメリカの最も重要な戦略的資産である。北大西洋条約機構

NATO)

偉総理大臣)が二○二一年三月一三日に発表した「共同声明」は、「我々は、『自由で開かれたインド太平洋」 四ヶ国首脳 (アメリカ・バイデン大統領、インド・モディ総理大臣、 オーストラリア・モリソン総理大臣、

対抗するためのアメリカ・オーストラリア・インド・日本の四ヶ国協力機構(QUAD〔クアッド〕)を創設する首

バイデン大統領は、発表した「暫定国家安全保障戦略ガイダンス」を踏まえて、二〇二一年三月一二日、

中国に

脳会議の開催

(オンライン開催)

を主導した。

53 制約されることのない地域のために尽力する」。「経済回復を加速化させ地球規模の健康に役立たせるため、 めの共通のビジョンの下で結束している。 自由で開かれ、 包摂的で健全で、 民主的価値に支えられ、

(2021)

あるとの認識の下で団結する。イギリスで予定されている国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議 連携の下、 つ手頃な価格で有効なワクチンの生産と公平なアクセスを拡大すべく力を合せる。 インド太平洋へのワクチンの公平なアクセスを強化すべく協働する」。「気候変動が世界的な優先課題で 世界保健機関 (WHO) などと C O P 26

の成功を楽しみにしている」。「東シナ海、南シナ海におけるルールに基づく海洋秩序に対する挑戦に対応するべく、

立正法学論集第55巻第1号 海洋安全保障を含む協力を促進する。 の必要性を強調する」。「ワクチン供給、 与を再確認し、 日本人拉致問題の即時の解決の必要性を確認する。ミャンマーにおける民主主義を回復させる喫緊 国際連合・安全保障理事会決議に従った北朝鮮の完全な非核化へ 重要·新興技術、 気候変動の3分野でそれぞれ作業部会を発足させる」。 、の我 ヤの

中国を包囲するアジア太平洋諸国同盟を形成しようとしている。

二一年末までに対面の会議を開催する」などを明記している。

「専門家と高官は定期的に会議を開催し続け、

外相たちは少なくとも年に一度は会合する。

首脳レベルでは、二〇

時代における日米グロ | 首脳会談||を持ち掛けた菅内閣総理大臣は、二〇二一年四月一六日に、「首脳会談」を開催してもらい、「新たな イデン大統領政権が ーバル・パートナーシップ」と題する「共同声明」 中 崮 『戦争』 の準備を始めたもとで、 自からの政権の支持を求めて、バイデン大統領との (後掲「資料」 参照)を授かった。

菅内閣総理大臣は、 自由で開かれたインド太平洋の実現のために「米日核同盟」を一層強化し、 バイデン大統領政権に、次のような重大なことを約束した。 日本の防衛力も一 層

アメリカによる「台湾海峡の平和と安定」を築くための戦争に参戦することである。

沖縄県名護市辺野古における米軍基地建設を、 普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策と

第三表 世界の大企業500社の国別順位

(米誌フォーチュン調査、売上高ベース)

	2017	年		2018	年	2019年			
順位	国名	企業数(%)	順位	国名	企業数(%)	順位	国名	企業数(%)	
1	アメリカ	126 (25%)	1	アメリカ	121 (24%)	1	アメリカ	121 (24%)	
2	中国	103 (20%)	2	中国	112 (22%)	2	中国	117 (23%)	
3	日本	52 (10%)	3	日本	52 (10%)	3	日本	53 (10%)	
4	ドイツ	32 (6%)	4	フランス	31 (6%)	4	フランス	31 (6%)	
5	フランス	28 (5%)	5	ドイツ	29 (5%)	5	ドイツ	27 (5%)	
6	イギリス	19+11+1	6	イギリス	16+ 1	6	イギリス	21+ 2	
		(4%)			(3%)			(4%)	
						7	韓国	14 (2%)	
7	韓国	16 (3%)	7	韓国	16 (3%)	7	スイス	14 (2%)	
8	オランダ	14+ 1	8	スイス	14 (2%)	8	カナダ	13 (2%)	
		(3%)							
9	スイス	14 (2%)	9	カナダ	13 (2%)	9	オランダ	9 + 2	
								(2%)	
10	カナダ	12 (2%)	10	オランダ	9+ 1	10	スペイン	9 (1%)	
					(2%)				
	合計	500		合計	500		合計	500	

(註) 2017年のイギリスの ① は、オランダとの、①は、オーストラリアとの合弁企業。2018年のイギリスの ① は、オランダとの合弁企業。2019年のイギリスの ② は、オランダとの合弁企業。

(出所) 共同通信社版『世界年鑑2019』(2019年3月刊)・591-597頁。同『世界年鑑2020』 (2020年3月刊)・592-598頁。同『世界年鑑2021』(2021年3月刊)・592-598頁。

主 び 口 うとして構築されるも 義が活用できる国家社会を形成 経済を動かすことのできる巨大資本 義となった日本資本主 のであり、 会を形成しようとして構築されるも と国民を総動員して参戦する国家 形成することである。 に基づい ゚メリ |義に昇華させるために 義が世界中に進出させている日 1 デジタル・ファシ バ 世紀日米安全保障条約」 ル 7 カが起す あらゆる情報を日本資本主 資本主 ゚メリ 反中 且 カの アメリカに従属 つ、 一義となった日 国 グ ロ 中 許容のもとで、 「半導体」 玉 のであ 一義を、 戦争」に国] ズ バ (「第三表 ム ル 本資 世界の 資本主 ŋ 同 体制 は、 盟 万 並

第四表 海外進出日本企業数 (2020年10月現在)

		進出		現地	進出		現地	進出
国 名	現地法		国 名	法人	日本	国 名	法人	日本
	人数	企業		数数	企業		数数	企業
		数		300	数		300	数
全世界	32,938	5,387	ベルギー	182	135	ユタ	13	12
			ルクセンブルク	34	29	バーモント	2	2
アジア	20,577	–	フランス	437	322	バージニア	29	26
韓国	976	771	モナコ	1	1	ワシントン	103	86
中国	6,985	3,172	ドイツ	933	612	ウェストバージニア	6	6
北京市	380	310	スイス	110	93	ウィスコンシン	27	26
天津市	259	220	ポルトガル	41	35	ワイオミング	1	2
上海市	2,450	1,799	スペイン	220	164	ワシントン D. C.	4	4
重慶市	51	46	イタリア	269	214			
河北省	54	53	フィンランド	53	51	中南米	1,613	_
山西省	1	1	ポーランド	129	111	メキシコ	623	512
内蒙古自治区	6	7	ロシア	187	156	グアテマラ	7	7
遼寧省	395	322	オーストリア	65	58	ホンジュラス	1	1
吉林省	35	36	チェコ	125	113	エルサルバドル	3	3
黒龍江省	5	6	ハンガリー	71	65	ニカラグア	1	1
江蘇省	1,174	901	セルビア	6	6	コスタリカ	6	6
浙江省	335	279	ギリシャ	17	16	パナマ	80	43
安徽省	59	56	ルーマニア	31	27	バミューダ (英)	17	14
福建省	81	79	ブルガリア	12		バハマ	16	9
江西省	18	16	キプロス	1	1		3	3
山東省	296	247	トルコ	113	97	トリニダード・トバゴ	1	1
河南省	25	22	エストニア	5	5		3	3
湖北省	126	114	ラトビア	1	1		7	7
湖南省	22	25		3	3	アンティル (蘭)	3	3
広東省	1,114	805	ウクライナ	17	14	ケイマン諸島(英)	53	35
広西壮族自治区	11		モルドバ	1	1		33	35
海南省	2		スロバキア	30	29	コロンビア	41	40
四川省	45	49	ボスニア•ヘルツェゴビナ	3		ベネズエラ	21	21
貴州省	2	2	モンテネグロ	1	1	エクアドル	16	7
雲南省	9	3		8		ペルー	37	28
陝西省	24	23	クロアチア	7	7	ボリビア	3	3
寧夏回族自治区	5	4	リヒテンシュタイン	1	1	チリ	108	60
新疆ウイグル自治区	1	1				ブラジル	472	335
香港 (中国)	1,286	1,067	北米	4,603	_	パラグアイ	3	4
マカオ (中国)	11	12	カナダ	367	285	ウルグアイ	8	8
台湾	1,183	997	アメリカ	4,236	2,036	アルゼンチン	47	41
モンゴル	12	16	アラバマ	39	38			
ベトナム	1,358	1.105	アラスカ	1		アフリカ	211	_
91	2,721	1,920	アリゾナ	26	24		21	16
シンガポール	1,549	1.143	アーカンソー	9	7	アルジェリア	2	2
マレーシア	1.043	762	カリフォルニア	1.042	753	チュニジア	8	6
ブルネイ	4	5	コロラド	27	19		1	1
フィリピン	658	500	コネティカット	25	17	エジプト	20	18
インドネシア	1,390	1,112	デラウェア	206		セネガル	3	3
カンボジア	118	110	フロリダ	64	46	i ·	2	2
ラオス	28	27	ジョージア	131	102		3	3
ミャンマー	167	157	ハワイ	108	84		10	7
インド	958	759		1	1	ブルキナファソ	1	1
パキスタン	27			294		ナイジェリア	20	1
	. 21	. 20		. 201	_ 200	/ /	. 20	101

r .						1		
スリランカ	34	25	インディアナ	125	105	ニジェール	1	1
モルディブ	1	1	アイオワ	10	10	アンゴラ	2	2
バングラデシュ	48	43	カンザス	14	13	エチオピア	1	1
ネパール	3	3	ケンタッキー	107	102	ケニア	13	13
アゼルバイジャン	1	1	ルイジアナ	8	11	ウガンダ	3	3
カザフスタン	13	13	メリーランド	18	16	タンザニア	1	1
キルギス	1	1	マサチューセッツ	118	90	モザンビーク	2	4
ジョージア	2	1	ミシガン	222	175	マダガスカル	4	3
			ミネソタ	31	24	モーリシャス	2	2
中近東	259	-	ミシシッピ	10	8	ナミビア	1	1
イラン	5	5	ミズーリ	25	21	南アフリカ	88	78
バーレーン	11	9	モンタナ	1	1	ザンビア	1	1
サウジアラビア	51	45	ネブラスカ	10	9	エスワティニ	1	1
クウェート	6	5	ネバダ	29	25			
カタール	11	11	ニューハンプシャー	10	8	オセアニア	813	_
オマーン	6	6	ニュージャージー	171	137	オーストラリア	644	363
イスラエル	28	27	ニューメキシコ	1	1	パプアニューギニア	3	3
ヨルダン	2	2	ニューヨーク	399	261	ニュージーランド	117	95
レバノン	4	5	ノースカロライナ	81	66	サモア	3	3
アラブ首長国連邦	135	111	ノースダコタ	1	1	フィジー	2	2
			オハイオ	197	164	ソロモン諸島	1	1
ヨーロッパ	4 ,862	-	オクラホマ	9	8	ニュー・カレドニア (仏)	3	3
ノルウェー	43	36	オレゴン	52	52	グアム (米)	29	24
スウェーデン	101	93	ペンシルベニア	51	42	米領サモア	1	1
デンマーク	61	52	ロードアイランド	3	3	パラオ	1	2
イギリス	967	547	サウスカロライナ	33	30	ミクロネシア	4	4
アイルランド	51	41	テネシー	80	64	サイパン(北マリアナ連邦)	5	5
オランダ	525	311	テキサス	262	172			

(原注) 1)「現地法人編」本文中に掲載している現地法人について集計。2) 現地法人数… 日本企業が出資している海外(各国・地域)に所在する法人数。3) 進出日本企業数 …海外(各国・地域)に出資先の現地法人がある日本企業数。4) 国別の進出日本企 業は、同一国内で複数の現地法人へ出資している場合も1社としてカウントした。

(出所) 東洋経済新報社「海外進出企業総覧 2021(国別編)」(2021年4月刊)・10頁。

多国 換させようとするところにあり、 する国家社会― 支配をまもる侵略戦争を世界中で展開 る国家社会――「 非武装・対話・永久平和主義を実践す る目的は、 的帝国主義)に転化する。 済に影響を与える帝国主義 日本資本主義は、 構築されるものである。 行できる国家社会を形成しようとして 機マネーをまもるための侵略戦争を実 「二一世紀日米安全保障条約」 ・文化的に支配し、 このような国家社会が機能 籍 デジタル・ファシズム」を構築す 企業 アメリカの帝国主義的世 日 本の国家社会を、 第四表 — 『安保』 『第九条』 他国を経済的 世界の 参照) 0) 0) 国 国 (対米従属 国」から、 政治と経 ける時、 Þ 体制 日本投 政治 そし 界

国家を媒介にして実行する日本帝国主義に昇華させようとするところにある。 て、「『安保』の国」を実現するために、グローバル日本資本主義を、対外的な侵略支配と対内的なデジタル独裁を

「デジタル・ファシズム」は、「二一世紀日米安全保障条約」体制が求めているものであるから、「『安保』デジ

立正法学論集第55巻第1号 (2021)タル・ファシズム」と呼ぶことができる。 「『安保』デジタル・ファシズム」の標識は、(I) ②強大な軍事・警察=検察・官僚機構を柱とする中央行政権

力専制型デジタル統治機構と、⑤侵略する「軍」と、ⓒ「『安保』反対派」のいない「安保」翼賛議会と、④「安

保」翼賛裁判所と、ⓒファシズム化した政党と、④ファシズム化した財界及び大企業を持ち、(Ⅱ) 反共産主義化・

反民主主義化・国粋主義化・排外主義化・親権力化したマス・メディアや労働組合や宗教団体や社会団体及び暴力

を持ち、(V) 天皇をそれの精神的統括者の地位に置く、(w) 米国至上主義型米日核軍事・経済同盟体制を基礎と 集団を協力隊として持ち、(Ⅲ)ファシズムを動かす人間・社会関係を持ち、(Ⅳ)デジタルで動く人間 • 社会関係

する対米従属の「日本型ファシズム」である。

註

COVID-19と命名し、二〇二〇年三月一一日に、 世界初の新型コロナウイルス感染症の患者は、二〇一九年一二月八日、中国・湖北省・武漢市の病院で確認され 日本国では、二〇二〇年一月一五日に、 世界保健機関(World Health Organization:WHO)は、二〇二〇年二月一一日に、新型コロナウイルス感染症 初の新型コロナウイルス感染者(中国・武漢市を訪れていた神奈川県在住 新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言した。 の中 ·国人男

が確認された。

(2) | | | | | | | | | 号外 令和二年十月二十六日 第二百三回国会 衆議院会議録 第一号()」(令和二年十月二十六日・月曜日)・三―

- 3 ウルリ ·ヒ・ヘルベルト (小野寺拓也訳) 『第三帝国 ある独裁の歴史』・角川新書・二〇二一年・一 五 〇 一
- $\widehat{4}$ 前掲 ルベルト 『第三帝国 ある独裁の歴史』・八八頁
- 5 大澤武男 『ヒトラーとユダヤ人』・講談社現代新書・一九九六年・二一 九—二三三頁
- 前掲・ヘルベルト 『第三帝国 ある独裁の歴史』・一九〇頁、二四七頁。
- 6 定(一九三八年三月二二日)•公布(一九三八年四月一日) 組織独裁型ファシズム)として、ファシズムが展開された。 年七月二二日)、加えて、日本人を侵略戦争に動員するための軍部・官僚主導の公的組織である「大政翼賛会」(内閣総理大臣が総 立を提唱 天皇の戦争政治を助ける会)が発足(一九四〇年一〇月一二日)することによって、 日本においては、中国 (一九四〇年六月) 二四日)する近衛文麿氏を内閣総理大臣とする「第二次近衛文麿内閣」 (中華民国)を侵略するための「日中戦争」の開始(一九三七年七月七日) され、そして、 「新体制」(ドイツを手本とするファシズム体制 日本軍国主義 が軍部の力で成立し 後、 (天皇制・ 「国家総動員法 軍 部ファシズム 九四 の確 が

鎮 従属する兵士としての全国民と全組織を侵略戦争に動員する、 圧してい 軍国主義(militarism)とは、 く、全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系である。 国のすべての分野において軍事化が形成され、 その場合、 侵略戦争にとって障害となる民主主義的なものはすべて 国全体を一つの巨大な軍隊にして、 軍 事 的 価

値

〇 日 そのため、 い政党の樹立をめざして、すべて自主解党――一九四〇年七月六日に、社会大衆党が解党。一九四〇年七月一六日 なお、 (中島派) に、政友会が解党。一九四○年八月一五日に、民政党が解党 「新体制」 解党した政党の構成員のほとんどは、「大政翼賛会」に合流した。 が提唱されると、 政党は、 弾圧壊滅 (一九三五年三月四日) の日本共産党を除いて、「新体制」 ーした。だが、 新しい政党は、 樹立されなかった。 のもとでの (久原派) • I

締り警察、 のための官製農民組織)、 働組合は解散させられた)、「大日本壮年団連盟」(一九四一年三月二一日結成。 「大政翼賛会」は、「大日本産業報国会」(一九四〇年一一月二三日結成。 特高と呼ばれた〕が指揮した資本家・労働者一体の戦争協力のための官製労働組織。 (一九四) 年二月 「商業報国会」(一九四〇年一一月二一日結成。 一日結成。 戦争協力のための官製婦人組織)、「農業報国連盟」 戦争協力のための官製商業者組織)、 一九三二年六月二 大政翼賛運動を地方地域で実践する組織)、「大日 九三八年一一 一九日設置の特別高等警察 これが結成された時、 月二日結成。 日本文学報国会 すべての労 [思想取 戦争協力

九四二年

五月二六日結成)·「大日本言論報国会」(一九四二年一二月二三日結成)

官製の文学者・文化人の戦争動員組織

7 九年 カー 思想と行動』・未來社 とユダヤ人』・講談社現代新書・一九九六年、 働者階級の統 アントニー 社学術文庫・一九九九年、 ーニとファシズム』・白水社・一九七四年、 大月書店・二〇二〇年、 ン・スタンリー か』・岩波書店・二〇一六年、 (大久保和郎訳)・『2 (長谷川公昭訳) 『ヒトラーとナチズム』・白水社・一九七一年、 **]大会における報告――」〔通称「反ファシズム統一戦線」〕)、丸山眞男「ファシズムの諸問題」、** ウルリヒ・ヘル トラヴェルソ ファシズムの本質とイタリア・ドイツ・スペイン・日本のファシズムのことを理解するためには、 本ファシズムの思想と運動」、 などを統率し、 みすず書房・二〇〇二年、 山口 (柴田敬二訳)『ファシズム 『ディミトロフ選集 マーシャ・ロリニカイテ 新日 ・ビーヴァー 一をめざす闘争における共産主義インタナショナルの任務-定『ファシズム』・岩波現代文庫版・二○○六年)、ヴィクトール・E・フランクル(池田香代子訳)『夜と霧 本出版社 (棚橋志行訳) 『ファシズムはどこからやってくるのか』・青土社・二〇二〇年、 (柱本元彦訳) ルベルト 一九六四年所収、 帝国主義』(大島通義・大島かおり訳)・『3 全体主義』(大久保和郎・大島かおり訳) 井口文男『イタリア憲法史』・有信堂高文社・一九九八年、 (根岸隆夫訳) 部落会・ 村瀬興雄 (小野寺拓也訳) 『第三帝国 九九四年、 第2巻』・大月書店・一九七二年所収の全著作 ハンナ・アーレント『新版 ロバート・パクストン 『全体主義』・平凡社新書・二〇一〇年、 (清水陽子訳)『マーシャの日記-前掲 町内会・隣組も支配下に置き、 『ナチズム――ド 昨日・今日・ フェリックス・モロウ 「スペイン内戦 アンリ・ミシェル 丸山眞男 山田 アンネ・ 明日-晟 増 イツ保守主義の一系譜 『ドイツ近代憲法史』・東京大学出版会・一九六三年、クロード・ダヴィド フランク (深町眞理子訳) 補版 (瀬戸岡紘訳) 『ファシズムの解剖学』・桜井書店・二〇〇九年、 ある独裁の歴史』・ 一』・刀水書房・一九九七年、 1936-1939』(上・下)・みすず書房・二〇一一 全体主義の起源』・みすず書房・二〇一七年― (長谷川公昭訳) 現代政治の思想と行動』 山 ルドルフ・ヘス(片岡啓治訳)『アウシュヴイッツ収容所』・講談 [内明訳) 全国民を侵略戦争に動員した。 -ホロコーストを生きのびた少女』・新日本出版社・二〇一七 ——一九三五年八月二日、 ケヴィン・パスモア 『スペインの革命と反革命』・ 角川新書・二〇二一 (特に、「ファシズムの攻勢と、 『ファシズム』・白水社・一九七八年、 『アンネの日記 ポール・ギショネ 中公新書·一 山 口 所収、 定 安部博純 年、 (福井憲彦訳)『ファシズムとは何 田野大輔 丸山眞男『增補版 九六八年、 『ファシズム』・有斐閣・一 共産主義インタナショ 增補新訂版』·文春文庫 望田幸男 (長谷川公昭訳) ディミトロフ選集編 現代思潮社・一 『日本ファシズム研 『ファシズムの教室』・ ファシズ $\frac{1}{1}$ 大澤武男 『ネオナチのドイ ――、ジェイソ 反ユダヤ主 ワル 年、 ハムに _ ム ッ ヒト 丸山 ナル ター 反対し労 エンツ ラー

九七五年、 大藪龍介 『日本のファシズム 昭和 戦争期の国家体制をめぐって』・社会評論社・二〇二〇年などが参

- 中村義孝編訳 『フランス憲法史集成』・法律文化社・二〇〇三年・一六頁
- 助を受ける権利(そのことによって、一人一人が国家・自治体・団体・他者から自由になることができるようにしようとする権 社会権 (droits sociaux [フランス語]) とは、 社会全体 (社会全体を代表する国家・自治体) から経済的 精神的•文化

日本国憲法は、 生活権 (食べること・着ること・住むこと・暇をもつこと・医療を受けることができる権利) (第二五

(団結権

-労働組合結成権・団体交渉権・団体行動権

ストライ

であり、 且つ、 資本主義の発展によって荒廃する共同社会を再生させようとする権利である。

権=学ぶ権利〔第二六条〕、労働権〔第二七条〕、労働基本権

権等)

[第二八条] を保障している。

世界の憲法では、 環境権、スポーツ権も、 保障している (例えば、一九九三年一二月 一日制定の 「ロシア連邦憲法

10 高田敏・初宿正典編訳 『ドイツ憲法集 第6版』・信山社・二〇一〇年・一四五頁。

11 い・二〇〇六年・三七〇一三七一頁に全文が掲載されている。 二〇〇六年六月三〇日付「朝日新聞(朝刊)」、防衛庁編 『平成18年版 日本の防衛 防衛白書——』・ 株式会社ぎょうせ

12 「平成28年版 (ガイドライン)」は、 「地球的規模での協力のための日米同盟」を実行するために二〇一五年四月二七日に作成された「日米防衛協力の 日本の防衛 次のことを明記している(その全文を掲載した二〇一五年四月二八日付「朝日新聞 -防衛白書-─」・日経印刷株式会社・二○一六年・四二○─四二六頁を利用。 (朝刊) ため 防衛省編 Ō 治針

(1) 域が安定し、 平時から緊急事態までのいかなる状況にも対処しうる防衛協力体制を構築する。 平和で繁栄したものとなるための防衛協力体制を構築する Î 防衛協力と指針の目的)。 また、 アジア太平洋地域及びこれを超えた地

(2)平時から緊急事態までのあらゆる段階における軍事協力体制を統制するアメリカ主導の「同盟調整メカニズム」(「第三図」 を設置する $\widehat{\mathbb{I}}$ 強化された同盟内の調整)。

(3) 的に実施する。米国は、 ÎV 日本に対する武力攻撃が発生した場合、 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、 日本と緊密に調整し、 自衛隊は、 適切な支援を行う。 С 日本に対する武力攻撃への対処行動)。 日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作 米軍は、 日本を防衛するため、 自衛隊を支援し及び補完する 戦を主体

61

第三図 「同盟調整メカニズム(ACM)」(2015年11月3日設置)の構

閣僚レベルを含む二国間の上位レベル



必要に応じて

日米地位協定の実施に関して相互間の協議を 必要とする全ての事項に関する政策面の調整 外務省北米局長 (代表) 日本側 日米合同委員会 (JC) Joint Committee 在日米軍副司令官 相互調整・情報交換など 担当級 課長級 局長級 ○切れ目のない対応を確保するため、ACGは、JCと緊密に調整 〇目衛隊及び米軍の活動に関して調整を必要とする全ての事項に関する政策面の調整 関係省庁(注)の代表 内閣官房(国家安全保障局を含む。)、外務省、防衛省・自衛隊、 (注) 必要に応じて参加 日本側 Alliance Coordination Group 同盟調整グループ (ACG) 国家安全保障会議(注)、国務省 (注)、在日米大使館、国防省国 司令部、関係省庁(注)の代表 防長官府(注)、統合参謀本部(注)、 太平洋軍司令部(注)、在日米軍 国家安全保障会議(注)、 (注):必要に応じて参加

相互調整・情報交換など

共同運用調整所(BOCC)

統合幕僚監部、陸上・海上・航空幕僚監部の代表 Bilateral Operations Coordination Center 太平洋軍司令部、在日米軍司令部の代表

自衛隊及び米軍の活動に関する連用面の調整を実施する第一義的な組織

| 相互調整・情報交換など

各自衛隊及び米軍各軍間の調整所(CCCs)

Component Coordination Centers

○各自衛隊及び米軍各軍レベルの二国間調整を促進○適切な場合、日米各々又は双方が統合任務部隊を 陸上・海上・航空各自衛隊の代表 日米各々又は双方が統合任務部隊を設置し、 さらにCCCsを設置する場合がある 各軍の構成組織の代表

ACM: Alliance Coordination Mechanism

(田児) 防衛省編『平成28年版 日本の防衛―防衛白書―』・日経印刷株式会社・2016年・246-247頁。

- (4)米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、 一本の平和及び安全の切れ目のない確保、 D 日米両国は、 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力す
- (5)を伴う適切な作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、 幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、 日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、 D 各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)。 これにより日本の存立が脅かされ、 日本の存立を全うし、 日本国民を守るため、 国民の 生 武力の行使 命 由
- (6) 日米両政府の各々が、 アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活 動に参加する。
- 互に及びパートナーと緊密に協力する V 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力)。 Ŵ 宇宙及びサイバ
- (8) (7)日米両国政府は、 日米両政府は、宇宙空間及びサイバー空間における安全及び安定のために協力する 安全保障及び防衛協力の基盤の強化に取り組む。 装備品の共同研究・開発・生産を行う。 ・空間に関する協力)。 情報協力•

 $\widehat{\mathbb{V}}$

日米共同の取組

有を強化する。研究・教育機関間の交流を強化する

13 展の中から誕生した帝国主義、 政治的法的文化的に支配・搾取・差別する思考と行動を示す概念であるが、 全集第二十二巻・大月書店・三〇六頁)のことである。 帝国主義(imperialism)とは、一般的には、他国と他国民族と他国人民を、 つまり、 「資本主義的帝国主義」(レーニン 『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・レーニン 現代の帝国主義とは、 侵略したり抑圧したり併合したりして、 資本主義を基礎とし、

て、 資本主義的帝国主義としての帝国主義とは、一つの国において、歴史的に高度に発達して、 経済的政治的法的文化的に支配・搾取・差別する立場のことを言う。 ①自国の国家と②自己の輸出商品 ・輸出資本を用いて、 他国 他国民族・他国人民を、 侵略したり抑圧したり併合したりし 「独占資本」を持つに至った資本主

いう)のことを指す。この独占資本の所有者・経営者層を、 れる労働生産物) |独占資本||とは、銀行資本と結合して、一つの産業分野において、その分野の「商品」(交換されることを目的にして生 (労働力を搾取する生産手段。この資本によって、 の五○%以上→一○○%までを、 生産したり、 生活物質のほとんどが商品として生産・販売される経済を、 独占資本家層 販売したりして、 (独占ブルジョアジー)と呼ぶ。この独占資本家層が、 その産業分野を支配する巨大な一 個または数個 資本主義と

63

い時代の主要な歴史的道標である」(レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・レーニン全集第二十三巻・大月書店・一一三頁)。 (一八九九—一九〇二年)、 資本主義は、 レーニンの分析によれば、 般論としての帝国主義から、資本主義的帝国主義を理論化したのは、 一八九八——九一四年ごろまでに完全に形づくられた。 歴史的には、「近代ブルジョア民主主義革命」(例えば、 日露戦争 (一九○四―一九○五年)、一九○○年のヨーロッパの経済恐慌――これらが、 「アメリカとヨーロッパにおける、 スペイン=アメリカ戦争 ついでまたアジアにおける資本主義の最高の段階としての帝 オランダにおけるスペイン(絶対君主・フェリペニ (一八九八年)、 イギリス=ボ 世界史の ア

ヴェ・

イ・レーニンであった。

という標識を有する。また、それは、 ス〔一八三○年から〕・アメリカ〔一八三○年から〕・ドイツ〔一八四○年から〕などで一八七○年までに)を経て、「産業資 対君主・ルイー六世治下)における一七八九年の封建制度を否定した「大革命」〔一七八九年八月四日勝利〕 年→一六四九年の絶対君主(チャールズ一世)を処刑した「清教徒革命(ピューリタン革命)」〔一六四九年五月一九日勝利〕と一 らの独立をめざした一五六八年→一五八一年の「ネーデルラント革命」〔一五八一年七月二六日勝利〕、 つつある資本主義 憲君主・ジョージ三世)からの独立をめざした一七七五年→一七八三年の「独立革命」〔一七八三年九月三日勝利〕、 六八八年の絶対君主 資本の原始的蓄積 帝国主義は、レーニンによれば、経済的には、「⑴独占資本主義」、「⑵寄生的な、または腐敗しつつある資本主義」、「⑶ 『段階』」へ(一八九七年まで)と発展し、さらに、「産業資本主義 (社会主義へ移行しつつある資本主義)」(前掲・レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・一一二頁、 『段階』」から、「産業革命」(歴史的には、一七六〇年にイギリス〔一八三〇年にかけて〕で始まり、 (ジェームズ二世)を追放した「名誉革命」〔一六八八年一二月二三日勝利〕、アメリカにおけるイギリス(立 政治的には、「(1)全線にわたる政治的反動」、 『段階』 から「帝国主義 「②民族的抑圧」、 『段階』」へと発展してきた。 「3)領土併合」 イギリスにおける一六四二 など) の勝利以 フランス フラン 死滅し 一四頁

独占団体が形成されて、 じている独占体をつくりだすまでになったこと。 がつくりだされたこと。 いう標識を有する。 独占資本主義は、レーニンによれば、「(一) 生産と資本の集積。 世界を分割していること。(五) \equiv 商品輸出とは区別される資本輸出が、 銀行資本が産業資本と融合し、 資本主義的最強国による地球の領土的分割が完了していること」 これが高度の発展段階に達して、 とくに重要な意義を獲得していること。 この **『金融資本』** 経済生活で決定的な役割を演 を基礎として金 <u>河</u> 資本家の

『帝国主義と社会主義の分裂』・一一三頁、

レーニン『帝国主義論ノート』・レーニン全集第三十九巻・大月書店・七二九頁)と

主義とは、 レーニン る世界の分割がはじまり、 『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・三〇七―三〇八頁)という標識を有する資本主義である。 レーニンによれば、「独占体と金融資本との支配が成立して、 最強の資本主義諸国によるいっさいの領土の分割が完了した、 資本の輸出が顕著な重要性を獲得し、 そういう発展段階の資本主義である 国際トラストによ 帝国

〈前掲・レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・三○八頁)。

の「ヨーロッパ経済共同体」 (第一次世界大戦・一九二九年—一九四五年から)→多国籍企業型国家独占資本主義の時代 次に、この帝国主義の発展については、独占資本主義の時代から(一八九八年—一九一 創設のための「ローマ条約」調印〕 前後 〈アメリカの場合〉——九七〇年代〈ヨーロッパ 四年から)、国家独占資本主義 (一九五七年 〔一九五七年三月二五 \exists

国家独占資本主義は、独占資本主義の展開形態であり、 国家独占資本主義は、 「②国家の経済過程への全面的介入とその統制」、「③国家財政への独占資本の全面依存」、 (1) 『国家の独占資本への全面的従属』という形態をとった『国家と独占資本の全面的癒着』」 帝国主義の (従って、 資本主義の)最終段階であると考えられ 「4)最高度の腐朽性と寄生性」、 を基本的標

「5)全線における最高度の政治的反動(反共産主義• 反民主主義)」、「6)社会主義への移行の経済的政治的イデオロギー(Ideologic

合〉―一九八一年〈日本の場合〉から今日)へと発展してきた。

観念形態) 一月一一日)と一九二九年一〇月二四日から始まる「世界大恐慌」(一九三三年まで)を画期にして始まり、 この国家独占資本主義は、 的条件の完熟化」という標識を有する独占資本主義である。 高度に発達した資本主義を持つ国において、 第一次世界大戦 九一 四年七月二八日—一 第二次世界大戦(

九三九年九月一日―一九四五年九月二日)によって進行化し、そして、 国家の独占資本への 「従属」は、 各国において、 次のような「方法」を用いて達成されている。 第二次世界大戦後に普遍的現象となった。

②独占資本による企業への高級官僚の受入れ。独占資本による企業の職員の国家機関 独占資本による政党・議員・高級官僚の買収

③独占資本の代表者による政府の 「審議会」の占拠 へ の

出

④独占資本家や独占資本の代理人による国家機関 副首長、 議会など)の占拠 (大統領、 総理大臣、 大統領府、 内閣、 議会、 裁判所など) や自治体機関

⑤独占資本の政党とその活動の存在

65

- (6) 独占資本の団体による政党・議員・高級官僚・国民の誘導 独占資本とその政府による公務員労働組合および民間企業労働組合の 首 脳部
- 企業」が、 多国籍企業型国家独占資本主義とは、 ⑧独占資本によるマス・メディアの運営とマス・コミュニケーションの 自国の経済、並びに、世界各国の経済と世界の経済を動かす時代の国家独占資本主義である。 国家独占資本主義の段階にある資本主義国のその国家独占資本主義から生まれた「多国 と占拠

企業が海外子会社を持つ親会社となり、 多国籍企業 (multinational corporation) とせ、 当該親会社 基本的には、 (本社) とその親会社の管理・統制によって自国の親会社と一体となって活 その国の独占資本が保有し、 自国の国家権力の保護を受け ,る巨

する諸国の海外子会社・海外支店の総体 (国際的独占体)を指す。 とり わ

破壊 ごり押し要求など)、文化破壊 (先住民抑圧・排除など)、難民やスラム・路上住民の創出などを行っている。 リのアジェンデ政権に対するその成立 さえ支払わない、セクシュアル・ハラスメント〔sexual harassment 性的嫌がらせ〕、残業手当不払い、 その発展途上国において、その国の国家権力の直接的間接的保護のもとで、 メリカ・ヨーロッパ諸国・日本等の独占資本が保有する多国籍企業は、 (大気汚染、 労働者殴打など)、 水汚染、 政治干渉 森林伐採など)、基本的人権の侵害 (贈賄、 (一九七〇年一一月三日) 献金、 買収、 政権打倒活動 (組合活動家の解雇、 阻止活動とその打倒(一九七三年九月一 ---例えば、 その国の資本・技術・市場・ 報道や出版物を利用すれば、 アメリカのITT ストライキ参加を理由とする解雇、 国際電信電話会社 食事抜き労働、 進出した国、 資源などを支配し、 日 活動への参加-退職金不 最低賃金

の国の歴史的に高度に発達して「国家独占資本主義」となった資本主義が、 二一世紀現代の 調印) 国籍企業の形成は、 前後 多国籍企業 (アメリカの場合) 一帝国主義」 歴史的には、 を用いて、 は、 多国籍企業型国家独占資本主義を基礎とする「多国籍企業型帝国主義」 —一九七〇年代 他国・他国民族・他国人民を経済的政治的法的文化的に支配・搾取・ 一九五七年(一九五七年三月二五日の「ヨーロッパ経済共同体」創設のための (ヨーロッパ諸国の場合) 基本的に、 ——九八一年 植民地を求めずに、 (日本の場合) から、 差別する立場 である。 自国の国家と自己の輸 始まっ \Box 1 7 0

地主義的立場)を言う。 の帝国主義イデオロギー は グローバリゼーション

グ D 多国籍企業型帝国主義」 ーバリゼーションは、 「資本」・「商品」・「サービス」・「労働力」・「投機マネー」・「情報」・「技術」などの国境を超える活 (globalization) である。

の自由化を志向する思考であり、「経済の地球規模化」と訳されている。

共和国連邦の消滅 ノローバ の世界的横行を正当化するために、つまり、 リゼーションは、 (一九九一年一二月三一日)を、てこ、にして、一九九○年代初頭にアメリカ発で主張された。 アメリカの 「多国籍企業」の世界的横行と「投資機関」(銀行・証券会社・投資ファンドなど) アメリカによる世界経済の支配化を正当化するために、 ソヴエト社会主義

、ローバリゼーションは、二つの要素で構成されている。

活動の自由を阻害するものは、すべて「悪」であり、 一つは、「ネオ・リベラリズム(neo-liberalism)」(新自由主義)の要素である。 各国は、 自国に存在する多国籍企業や投資機関の活動の自由を阻害する「規 その内容は、 「多国籍企業」や 「投資機

てすべての富の分配を決定しようとする「市場原理主義」が貫けるような体制を確立すべきであるとするものである。

利潤追求主義を拒否する「公共圏」を限りなく縮少し、

自己責任の原則のもとで、

自由競争によっ

制」を緩和・撤廃し、或いは、

ム」に立脚して、世界各国は、アメリカの国家や多国籍企業や投資機関のもつ「資本」・「商品」・「サービス」・「投機」・「労働力」・ 「情報」・「技術」・「企業統治」・「企業会計」・「福祉」・「教育」などについての価値や基準や規則や体制を、「世界標準」として自 そのもう一つは、「グローバル・スタンダード (global standard)」(世界標準) の要素である。その内容は、「ネオ・リベラリズ

界中の反帝国主義勢力を支配・搾取・差別しようとするイデオロギーである。 .ローバリゼーションは、アメリカ帝国主義が他国帝国主義を束ねて、その総力で、グローバリゼーションによって生まれる世

国に取り入れるべきであるとするものである

14 多国籍企業型帝国主義」は、帝国主義の「現代型」であり、 国際連合憲章 「第五一条」 が定める「集団的自衛権」とは、 帝国主義の最終形態であると考えられる。 (1) 自国が武力攻撃を受けていなくても、 (2)武力攻撃を受け

武力攻撃を加えている国に武力攻撃を加えることができる、 よるその旨の表明とその国からの援助の要請があれば、 (3) 自国に危機がなくても、 という権利である。 自国が武力攻撃を受けたとみなして、 (4)

団的自衛権は、 を要請する側から見れば、 国が武力攻撃を受けていないのにもかかわらず、他国を武力攻撃するのは侵略であるから、 自国を守ること、 援助を求める権利であるが、 国民を守ることと無関係に行使できる権利である。 その権利の要請を受ける側からすれば、 侵略する権利である。 集団的自衛権の本質は、 従って、 その権

玉 「際法学者は、 集団的自衛権」を次のように定義している。

67

てい は、 ことはできない」(九五五頁)と述べている。田岡良一『国際法上の自衛権 新装版』・勁草書房・二〇一四年は、 動することができるであろう)」。「ある国家は侵略を受けた国の要請、 体が武力侵略の犠牲国である必要は必ずしもないと解釈された 牲国である他の国家を救うために武力行使に訴える権利をもつ。この権利(集団的自衛権 ール国際連合憲章 権利をいう」(三五九頁)と述べている。 他の国々が、 組成国 自国が直接攻撃をうけなくても、 田畑茂二郎 (国際連合加盟国のこと ---被攻撃国を守り、 上』・東京書籍・一九九三年は、 「国際法 Ι 攻撃国に対して武力を行使する権利を指すというのが、普通の解釈である」(二五六頁) [新版]』· 有斐閣 連帯関係にある他の国が攻撃をうけた場合、 アラン・プレ、ジャン=ピエール・コット共編 · 引用者)の一つに対して武力攻撃がなされたとき、この攻撃の直接の対象となって 国際連合憲章「第51条の名において、すべての国連加盟国は、 (法律学全集55)・一九七三年は、「集団的自衛権とは、ごく端的にいうなら (侵略の犠牲国となった場合には、「個別的」自衛権を援用 または同意なしに侵略を行った国に対して武力を行使する それを自国に対する攻撃とみなして反撃しうる (中原喜一郎・斎藤惠彦監訳) -引用者)は、 介入する国家はそれ 「集団的自 武力侵略 コ マンテ 自

成する一〇本の改定法は、 整備法」と「国際平和支援法」という侵略戦争法を強行採決で制定したことにより、「集団的自衛権」を行使できるとしてしまった 社・二○一四年・三七六─三七八頁)に基づいて、二○一五年九月一九日に、安倍内閣と自由民主党と公明党が、 るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(防衛省編『平成26年版 日本国の国家は、安倍内閣が、自由民主党と公明党の協力を得て作成し、二〇一四年七月一 (非戦・非武装・対話・永久平和主義)に違反する国家に集団的自衛権の行使権を認める文書 ·和安全法制整備法」 次の通りである。 (「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」) 日本の防衛 日に閣議決定した日本国憲法 防衛白書 「国の存立を全うし、国民を守 「平和安全法制

正 び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正 動に関する法律となる)。 (1)自衛隊法の一部改正。 (武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律となる)。 (4)周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一 (2)国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正。 ⑤武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一 (重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するため 部改正 (重要影響事態等に際して実施する ③周辺事態に際して我が国 の措置に関す 0 (6) 平

障会議設置法の一部改正。 特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正。 の取扱いに関する法律の一部改正(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律となる)。 危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律となる)。 攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正(武力攻撃事態等及び存立 (武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律となる)。 (8)武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 (9)武力攻撃事態における捕虜等 (7)武力攻撃事態等における (1)国家安全保 :の一部改正

 \mathbb{H} · 火曜日) · 二頁以下。 第百八十九回国会衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録 第二号」(平成二十七年五月二十六

この法律は、自衛隊が個別的自衛権と集団的自衛権を行使して、 |国際平和支援法| (「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」) 自衛戦争も侵略戦争もできるようにしたものである

世界中で侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使を行うアメリカ軍に自衛隊が軍事協力を行うことができるよう

15 アフリカのジブチ共和国に自衛隊基地が建設され、二〇一一年六月一日より使用されている。

勝)

にしたものである。

は

- 16 二〇二〇年七月二二日付「産経新聞」、二〇二〇年七月二七日付 二〇二〇年七月一 四日付 「読売新聞 (夕刊)」。 「朝日新聞
- 18 17 二〇一九年七月六日付「読売新聞 (朝刊)」。
- 19 国の精神・中国の貫禄を有す」る「新型の国際関係を打ち建てる」と強調した(二〇一四年一一月三〇日付「人民日报」。 中国共産党が、二〇一四年一一月二八日・二九日に開催した「中央外事工作会議」で、 習近平国家主席は、 中 国の特色・中 翠川
- 20 二知雄 | 「爪を隠した経済大国・中国の展望」、「中央公論」・二〇二一年五月号・中央公論新社・一三五頁
- 21 二〇二一年三月七日付「読売新聞 (朝刊)」。

人・立正大学講師の御助力を得た)。

- 22 二〇二一年三月一一日付「産経新聞」・「毎日新 聞 (朝刊)」。
- 一〇二一年三月二五日付「しんぶん赤旗」。

69

日米首脳共同声明

「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」

- (24) 二〇二一年三月四日付一読売新聞(夕刊)」、同三月五日付一朝日新聞 ん赤旗」。 (朝刊)」・「読売新聞 (朝刊)」、 同三月六日付一しんぶ
- 25 二〇二一年三月五 日付「産経新聞」・「しんぶん赤旗」・「読売新聞

26

二〇二一年三月一四日付「読売新聞

「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」(全文)

2021年4月16日

国の友情の新たな時代を通じて、

両国の民主主義はそれぞれより強く成長するだろう。

この日米両

今日、 に対抗しつつ、新型コロナウイルス感染症及び気候変動によるグローバルな脅威に対処できることを証明することを誓う。 ットメントが両国を結び付けている。我々は共に、自由民主主義国家が協働すれば、 ジョセフ・バイデン大統領は、同大統領の政権下で初めて米国を訪問する外国首脳となる菅義偉総理大臣を歓迎でき、光栄に思う。 日本と米国は、インド太平洋地域、そして世界全体の平和と安全の礎となった日米同盟を新たにする。 自由、民主主義、人権、 法の支配、 国際法、多国間主義、 自由で公正な経済秩序を含む普遍的価値及び共通の原則に対するコミ 自由で開かれたルールに基づく国際秩序への挑戦 海が日米両国を隔ててい

遍的価値及び共通の原則に基づく地域及びグローバルな秩序に対するルールに基づくアプローチ、さらには、これらの目標を共有する は共に先頭に立ってきた。日米両国の長年にわたる緊密な絆を祝福し、 そして両国はイノベーションを先導するようになった。日米両国の文化的あるいは人的つながりはかつてなく深まり、 国にとっての基盤となった。世界は幾度も変化したが、我々の絆はより固く結ばれた。日米両国の民主主義は花開き、 日米両国の歴史的なパートナーシップは、 あるいは、グローバルな通商及び投資の拡大において、さらにはインド太平洋地域の平和、 両国の国民の安全と繁栄にとって不可欠である。争いの後に結ばれた日米同盟は、 菅総理とバイデン大統領は、 安全及び繁栄の推進において、 消え去ることのない日米同盟、 多国間機関にお

全ての人々との協力に改めてコミットする。

日米両国は、

新たな時代のためのこれらのコミットメントを誓う。

由で開かれたインド太平洋を形作る日米同盟

国連海洋法条約に記されている航行及び上空飛行の自由を含む、 米同盟は揺るぎないものであり、)原則 日米両国は、 に対するコミットメントに基づく自由で開かれたインド太平洋、 主権及び領土一体性を尊重するとともに、 H 一米両国は、 地域の課題に対処する備えがかつてなくできている。 平和的な紛争解決及び威圧への反対にコミットしている。 海洋における共通の規範を推進する。 そして包摂的な経済的繁栄の推進という共 日米同盟は、 普遍的 通 0 ビジ 価値 Н 米 及び

年3月の日米安全保障協議委員会の共同発表を全面的に支持した。 菅総理とバイデン大統領は、このビジョンを更に発展させるために日米同盟を一 日本は同盟及び地域の安全保障を一 層強化することにコミットするとともに、 層強化するため に自ら 2 0 2

閣諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する。 ぎない支持を改めて表明した。米国はまた、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを再確認した。 を強化することを決意した。米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺る 日米両国は、 困難を増す安全保障環境に即して、 日米両国は共に、

及び持続可能な駐留を確保するため、 決策である、 への移転を含む、 全強化並びに両国の技術的優位を守ることの重要性を強調した。 することにコミットした。日米両国はまた、より緊密な防衛協力の基礎的な要素である、 止力及び対処力を強化すること、サイバー及び宇宙を含む全ての領域を横断する防衛協力を深化させること、そして、 辺野古における普天間飛行場代替施設の建設、 在日米軍再編に関する現行の取り決めを実施することに引き続きコミットしている。 時宜を得た形で、在日米軍駐留経費負担に関する有意義な多年度の合意を妥結することを決意した 馬毛島における空母艦載機着陸訓練施設、 日米両国は、 普天間飛行場の継続的な使用を回避するため 両国間のサイバーセキュリティー 日米両国は、 米海兵隊部隊の沖縄からグアム 在日米軍の安定的 拡大抑 0 及び情 唯一 止を強

勝)

国は、 要性も認識する。 済的なもの及び他の方法による威圧の行使を含む、 普遍的価値及び共通の原則に基づき、 日米両国は、 東シナ海におけるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対する。 引き続き連携していく。 ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有した。 日米両国はまた、 地域の平和及び安定を維持するため 日米両国は、 南シナ 海におけ の抑 中 0)

インド太平洋地域及び世界の平和と繁栄に対する中国の行動の影響について意見交換するとともに、

菅総理とバイデン大統領は、

行及び上空飛行の自由が保証される、 不法な海洋権益に関する主 一張及び活動 自由で開かれた南シナ海における強固な共通の利益を再確認した。 への反対を改めて表明するとともに、 国際法により律せられ、 国連海洋法条約に合致した形で 日米両国は、

(2021)

深刻な懸念を共有する。日米両国は、 米両国 共通の利益を有する分野に関し、 北朝鮮に対し、 国連安保理決議の下での義務に従うことを求めつつ、 中国と協働する必要性を認識した。 中国との率直な対話の重要性を認識するとともに、 北朝鮮 直接懸念を伝達していく意図を改めて表明 の完全な非核化へ 0) Í ミット メントを

を有し、拡散のリスクを含め、 認するとともに、国際社会による同決議の完全な履行を求めた。日米両国は、 バイデン大統領は、 拉致問題の即時解決への米国のコミットメントを再確認した。 北朝鮮の核及びミサイル計画に関連する危険に対処するため、 地域の平和と安定を維持するために抑止を強化する意図 互いに、そして、他のパートナーとも

立正法学論集第55巻第1号 るASEANの一体性及び中心性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック」を支持する。 力を断固として非難し、暴力の即時停止、 カ国協力が我々共通の安全及び繁栄にとり不可欠であることにつき一 1米豪印 日米両国は、皆が希求する、 (クアッド) を通じた豪州及びインドを含め、 自由で、 開かれ、 被拘束者の解放及び民主主義への早期回復を強く求めるための行動を継続することにコミッ アクセス可能で、 同盟国やパートナーと引き続き協働していく。 多様で、 一致した。 繁栄するインド太平洋を構築するため、 日米両国は、 ミャンマー国軍及び警察による市民への暴 日米両国はインド太平洋に 日米両国はまた、 かつてなく 韓国との三 おけ

新たな時代における同盟

成するため、このパートナーシップは、 ルール グリーンな世界経済の復興を日米両国が主導していくことを確実にする。それはまた、 は「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」を立ち上げた。 (ヘルスセキュリティー)、③気候変動、 米両国が共有する安全及び繁栄のためには21世紀に相応しい新たな形の協力が必要であることを認識し、 及び規則並びに高い労働・環境基準によって支えられ、 ①競争力及びイノベーション、②新型コロナウイルス感染症対策、 クリーンエネルギー、グリーン成長・復興に焦点を当てる 低炭素の未来と整合的な経済成長を生み出すだろう。 日米両国のパートナーシップは、 開かれた民主的な原則にのっとり、 持続可能な、 国際保健、 菅総理とバイデン大統領 これらの目標を達 包摂的で、 健康安全保 透明な貿易

することによって、 日米両国は、 ワーク 米両国は、 (5 G 生命科学及びバイオテクノロジー、 の安全性及び開放性へのコミットメントを確認し、 デジタル経済及び新興技術が社会を変革し、とてつもない経済的機会をもたらす可能性を有していることを認識する。 両国が個別に、 あるいは共同で競争力を強化するため連携する。菅総理とバイデン大統領は、 人工知能 Ā 信頼に足る事業者に依拠することの重要性につき一致した。 量子科学、 民生宇宙分野の研究及び技術開発における協力を深化 第5世代無線ネット 日米両

国は、 連結性パ 活発なデジタル経済を促進するために、 ートナーシップを通じて、 他のパートナーとも連携する。 投資を促進し、 訓練及び能力構築を行うため、 日米両国はまた、 両国の安全及び繁栄に不可 両国の強化されたグロ 欠な重要技 1 バ ル・ 術を育 デジタル

保護しつつ、半導体を含む機微なサプライチェーンについても連携する。 米両国 は、デジタル貿易協力、 気候変動に関する目 標に資する通商政策の策定、 世界貿易機関 W T O 改革、 インド 太平洋に

金の利用を含む と連携しつつ、インド太平洋地域における繁栄を達成し、 米両国は、 二国間、 非市場的及びその他の不公正な貿易慣行に対処するため引き続き協力してい あるいはG7やWTOにおいて、 知的財産権の侵害、 経済秩序を維持することに対するコミットメントを再確認する 強制技術移転、 過剰生産能力問題 く 日米両国は志を同じくするパ 貿易歪曲的 記な産

気候危機は、世界にとって生存に関わる脅威であることを認識し、

日米両国は、

この危機と闘うための世界の

取り組みを主

ける包摂的な成長の促進を含む、

共通の利益を推進し、

両国の強固な二国間通商関係を維持し、

更に強化することにコミット

勝) ットした。この責任を認識し、菅総理とバイデン大統領は、「日米気候パートナーシップ」を立ち上げた。 制限する努力及び2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標と整合的な形で、 両国が極めて重要な役割を果たさなければならないことを認識する。 H 2030年までに確固たる気候行動を取ることにコミ 米両国は、 双方が世界の気温上昇を摂氏1・5 このパ ートナー シップは、 度まで

①パリ協定の実施と2030年目標 3 各国 特にインド太平洋におけるその他の国における脱炭素化を支援する取り組み、 /国が決定する貢献 (NDC) の達成、 ②クリーンエネルギー技術の開発、 の3本柱からなる。 普及及びイノベー

0

型コロナウイルス感染症は、

デジタル・ファシズム (金子 を補完するため、 築のため デミックに備え、 のため、 日米豪印 の協力を強化する。 日米両国はまた、健康安全保障 (クアッド) ワクチン専門家作業部会を立ち上げた。 グロー インド太平洋地域 バル 2021年3月12日 な健康安全保障 日米両国及び世界に対して、 への安全で有効な新型コロナウイルス・ワクチンの製造、 (ヘルスセキュリティー) の推進、 (ヘルスセキュリティー) の史上初の日米豪印 我々が生物学的な大惨事への備えができていないことを示した。 新型コロナウイルス感染症に対処する中で、 (クアッド) やグロー 将来の公衆衛生危機への対応及びグロ バルヘルスに関する二国間の官民協力も強化しなけ 首脳会議に 調達及び配送を拡大することを目的とし おいて、 日米両国は、 日米両国 多] バ 国 は、 ル 間 0 次の ル スの構

するとともに、 日米両 透明性を高め、 国は、 潜在的な衛生上の緊急事態の早期か 不当な影響を受けないことを確保することによって世界保健機関 つ効果的な予防、 探知及び対処を通じてパンデミックを (WHO) を改革するために協働する 干渉や不当な影響を受けない、 能力を強化

(2021)74 多国間で協働する。さらに、より健康でより強靱な未来を見据え、 新たなパートナーシップを通じたものを含め、 全保障のためのファイナンシングのメカニズム、 ために決定的な行動を取ることを決意するとともに、 で独立した評価及び分析を支持する。日米両国は、 感染症の発生を予防・探知・対処するための全ての国の能力を構築するために両国 地域的なサージ・キャパシティー及び迅速な対応のためのトリガーについ インド太平洋がより良い地域的なパンデミックへの備えを構築することを支援する 世界健康安全保障アジェンダといった既存のイニシアチブを通じたものや健康安 日米両国はCOVAXへの支援を強化する。 日米両国はまた、 て連携する

デミックを終わらせるため、 これらの新たなパートナーシップは、 グローバルな新型コロナウイルス・ワクチンの供給及び製造のニーズに関して協力する。 驚くべき地政学的変化の時代において、 科学、 イノベーション、 技術及び保健に関する日

立正法学論集第55巻第1号 の地域のより良い回復が可能となるだろう。 .のリーダーシップを活用する。これらのパートナーシップにより、 インド太平洋地域をより強靱で活気に満ちた未来に導くべく、こ

今後に向けて

た我々の政策を調整・実施するためのものを含め、 受け継ぐ形で競技に参加する日米両国の選手たちを誇りに思う旨表明した。 ンピック競技大会を開催するための菅総理の努力を支持する。 来にわたって日米同盟を支える二つの社会の間の架け橋を築き続ける。 する。人的つながりが日米両国の友情の基盤となっており、 トナーシップが持続可能なグローバル経済の回復を支えるものであること、そして、 ートナーシップが今後何十年にもわたり、 ンに対する挑戦にもかかわらず、両国の安全保障関係が確固たるものであること、 戦にもかかわらず、 日米両国が担う責任は重大なものだが、 そのような国際秩序を主導するため、 両国の国民の安全と繁栄を可能にすることを認識し、 両国は決意と結束をもってそれらに向き合う。 あらゆるレベルで意思疎通することを継続する。 マンスフィールド研修計画といったイニシアチブを通じ、 両首脳は、 日米両国が世界中の志を同じくするパートナーと協力することを確実に バイデン大統領は、 東京大会に向けて練習に励み、 日米両政府は、 ルールに基づく国際秩序の自由及び開放性に対す 世界的な悲しみと困難の1年を経て、 今夏、安全・安心なオリンピック・パ 自由で開かれたインド太平洋の実現に向け 確固たる同盟という考え方そのものへ 日米両国 何よりも、 オリンピック精神を最も良く は、 両国が有する地域 日米両国 日米両国は、 造は、 両 国のパー 0) ラリ

(ワシントン=共同通

を利用

(二〇二一年四月一八日付 「朝日新聞 (朝刊)」・「日本経済新聞 (朝刊)」・「読売新聞 (朝刊)

の投資を新たにする。